

調査項目及び指定基準一覧

分類	特定有害物質の種類	指定基準		第二溶出量基準 (mg/L)	試料採取 等の対象	
		含有量基準 (mg/kg)	溶出量基準 (mg/L)			
特定有害物質 (土壌汚染対策法)	第一種特定有害物質	四塩化炭素	—	0.002 以下	0.02 以下	対象外
		1,2-ジクロロエタン	—	0.004 以下	0.04 以下	対象外
		1,1-ジクロロエチレン	—	0.1 以下	1 以下	対象外
		シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.04 以下	0.4 以下	対象外
		1,3-ジクロロプロペン	—	0.002 以下	0.02 以下	対象外
		ジクロロメタン	—	0.02 以下	0.2 以下	対象外
		テトラクロロエチレン	—	0.01 以下	0.1 以下	対象外
		1,1,1-トリクロロエタン	—	1 以下	3 以下	対象外
		1,1,2-トリクロロエタン	—	0.006 以下	0.06 以下	対象外
		トリクロロエチレン	—	0.03 以下	0.3 以下	対象外
		ベンゼン	—	0.01 以下	0.1 以下	対象外
	第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	150 以下	0.01 以下	0.3 以下	対象外
		六価クロム化合物	250 以下	0.05 以下	1.5 以下	対象外
		シアン化合物	50 以下 (遊離シアンとして)	検出されないこと	1 以下	対象
		水銀及びその化合物	15 以下	水銀が0.0005以下、 かつアルキル水銀が 検出されないこと	水銀が0.005以下、 かつアルキル水銀が 検出されないこと	対象
		セレン及びその化合物	150 以下	0.01 以下	0.3 以下	対象
		鉛及びその化合物	150 以下	0.01 以下	0.3 以下	対象外
		砒素及びその化合物	150 以下	0.01 以下	0.3 以下	対象外
		ふっ素及びその化合物	4000 以下	0.8 以下	24 以下	対象
	第三種特定有害物質	ほう素及びその化合物	4000 以下	1 以下	30 以下	対象
		シマジン	—	0.003 以下	0.03 以下	対象外
		チオベンカルブ	—	0.02 以下	0.2 以下	対象外
		チウラム	—	0.006 以下	0.06 以下	対象外
		ポリ塩化ビフェニル	—	検出されないこと	0.003 以下	対象外
		有機りん化合物	—	検出されないこと	1 以下	対象外

※ 「検出されないこと」とは、定められた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限値を下回ることをいう。

※ シス-1,2-ジクロロエチレンについては「土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令」平成31年4月1日施行により、1,2-ジクロロエチレン(トランス-1,2-ジクロロエチレンが追加され、現行のシス-1,2-ジクロロエチレンとあわせて)として指定されることを見据えて、本調査ではトランス-1,2-ジクロロエチレンも含めて評価した。